

鳥取市議会基本条例 市民説明会を開催します

鳥取市議会では、本年6月に鳥取市議会基本条例を制定すべく検討を進めています。

この度、条例の素案を基に説明会を開催することとしました。

説明会では、議会基本条例策定特別委員会の委員が出席し、条例を策定するに至った経緯、条例の内容、検討状況などについて説明を行います。

説明後は、質疑や意見交換の時間を設けます。皆さんの参加をお待ちしています！！

開催日	時間	場所
5月13日（土）	14時～15時30分	鳥取市文化センター2階大会議室 （鳥取市吉方温泉3丁目701番地）
5月22日（月）	19時～20時30分	鳥取市役所本庁舎6階全員協議会室 （鳥取市尚徳町116番地）

議会基本条例とは・・・

議会が目指す姿や理念、議会に関する基本的な事項を明文化したものです。

市民と議会の関係では、「市民参加の促進」、「会議の公開」、「市民との意見交換等」、「説明責任」などを規定しています。



★お知らせ★

議会基本条例の制定にあたり市民政策コメントを実施します！
期間は、5月16日（火）～6月2日（金）（予定）です。

ご意見を募集する際には、鳥取市公式ウェブサイト
に掲載いたしますので、ぜひご意見をお寄せください。



主催：鳥取市議会 議会基本条例策定特別委員会

お問い合わせ先：市議会事務局 TEL (0857) 20-3342

FAX (0857) 20-3049

メールアドレス：gikai@city.tottori.lg.jp